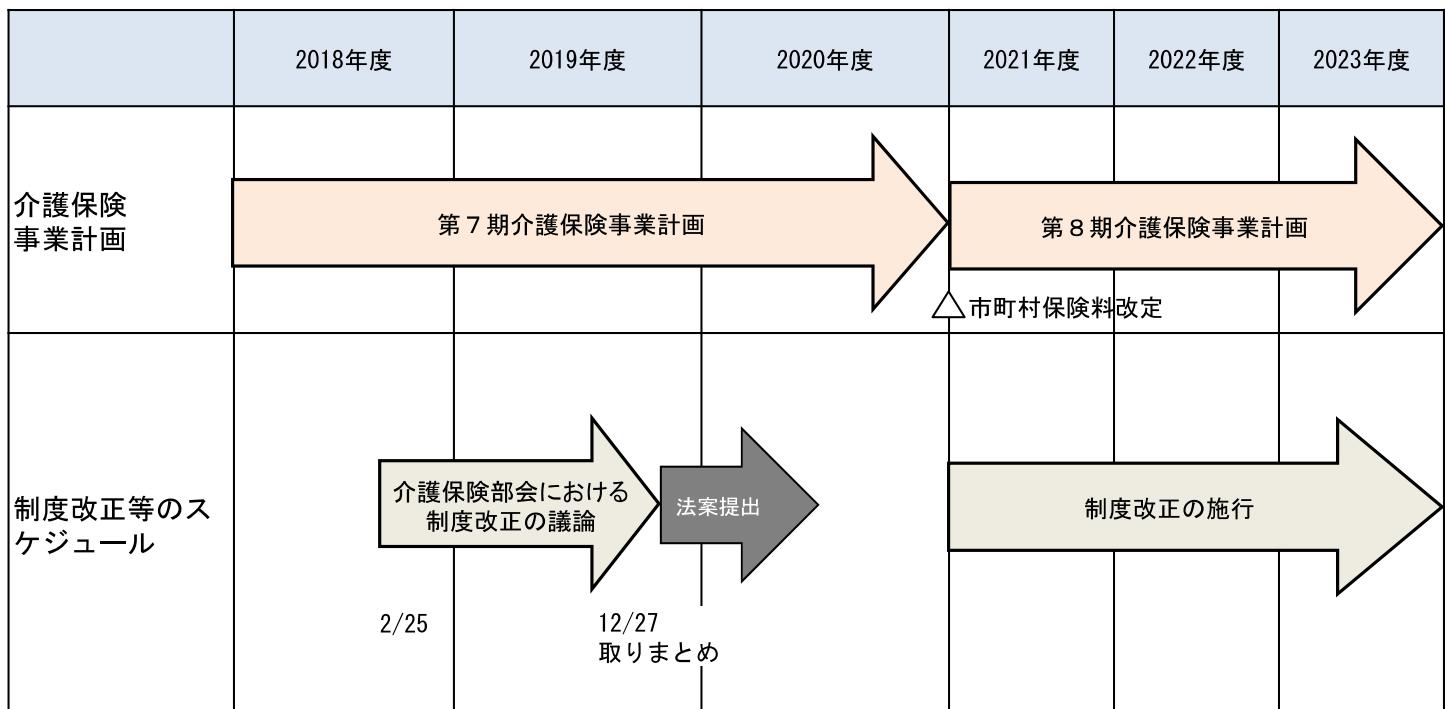


次期介護保険制度改正等について

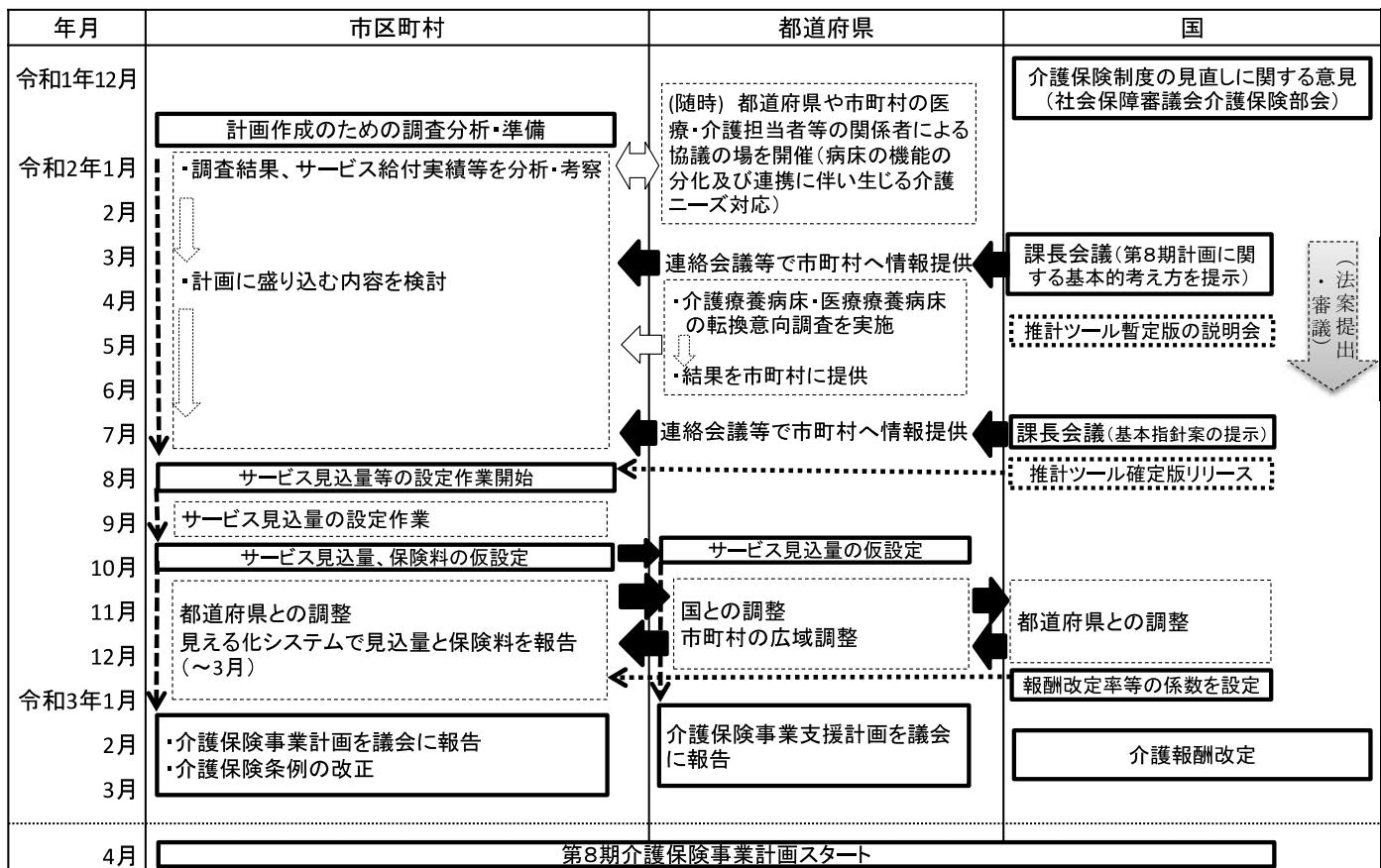
介護保険制度の改正サイクル

令和2年1月17日（金）
全国厚生労働関係部局長会議資料抜粋



※ 介護報酬改定の議論は、社会保障審議会介護給付費分科会で議論予定。

現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R2.1.17)



5

地域共生社会の実現と2040年への備え

別紙

介護保険制度改革 (イメージ)

1. 介護予防・地域づくりの推進
～健康寿命の延伸～
／「共生」・「予防」を両輪とする
認知症施策の総合的推進

2. 地域包括ケアシステムの推進
～地域特性等に応じた介護基盤整備
・質の高いケアマネジメント～

3. 介護現場の革新
～人材確保・生産性の向上～

保険者機能の強化

データ利活用のためのICT基盤整備

制度の持続可能性の確保のための見直しを不断に実施

6

○はじめに
○地域共生社会の実現

- ・2040年には介護サービス需要が更に増加・多様化。現役世代（担い手）の減少も顕著に
- ・高齢者を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る
- ⇒2025年、その先の2040年、そして、地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度の見直しが必要

I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

1. 一般介護予防事業等の推進

○住民主体の通いの場の取組を一層推進

- ・通いの場の類型化
- ・ポイント付与や有償ボランティアの推進等による参加促進
- ・地域支援事業の他の事業とも連携した効果的な実施
- ・医療等専門職の効果的・効率的な関与
- ・関連データも活用したPDCAサイクルに沿った取組の推進
- ・通いの場に参加しない高齢者への対応

3. ケアマネジメント

○介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備

- ・多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメント（地域ケア会議の活用）
- ・インフォーマルサービスも盛り込まれたケアプランの作成推進
- ・公正中立なケアマネジメントの確保、ケアマネジメントの質の向上
- ・質の高いケアマネジャーの安定的な確保、ケアマネジャーが力を発揮できる環境の整備、求められる役割の明確化

2. 総合事業

○より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化

- ・事業の対象者の弾力化（要介護認定を受けた者）
- ・国がサービス価格の上限を定める仕組みの弾力化
- ・総合事業の担い手を確保するための取組の推進（有償ボランティアに係る謝金の支出、ポイント制度の創設）
- ・保険者機能強化推進交付金の活用等による市町村の取組、都道府県の市町村支援の促進
- ・就労的活動等を通じた地域とのつながり強化等のための環境整備

4. 地域包括支援センター

○増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化

- ・センターの運営への保険者（市町村）の適切な関与
- ・センターと既存の社会資源との連携による地域の相談支援機能の強化
- ・介護予防ケアマネジメント業務の外部委託を行いやすい環境の整備
- ・保険者機能強化推進交付金の活用等によるセンター体制強化の推進

II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

1. PDCAプロセスの推進

○保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、実施状況を検証・取組内容を改善

- ・国や都道府県による市町村へのきめ細かな支援
- ・対応策の好事例の見える化・横展開

2. 保険者機能強化推進交付金

○介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、抜本的に強化

- ・予算額の増額、安定的な財源の確保
- ・評価指標の見直し（成果指標の拡大、配分基準のメリハリ強化、判断基準の明確化）
- ・都道府県の市町村支援へのインセンティブ強化
- ・取組の達成状況の見える化の推進

3. 調整交付金

○後期高齢者の加入割合の違いに係る調整を精緻化

- ・要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直し（見直しによる調整の範囲内で個々の保険者に一定の取組を求める）

4. データ利活用の推進

○介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT、CHASE）の利活用のための環境を整備

- ・介護関連のデータの一体的活用、NDB等との連結解析を進めるための制度面・システム面での環境整備の推進
- ・基本チェックリストなど介護予防に係る情報の活用
- ・国や都道府県による市町村支援
- ・事業所の理解を得た上でのデータ収集によるデータ充実
- ・データ収集項目の充実の検討
- ・医療保険の個人単位被保険者番号の活用

III 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

1. 介護サービス基盤、高齢者向け住まい

【今後の介護サービス基盤の整備】

○地域の実情に応じた介護サービス基盤整備

- ・高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画的な整備
- ・特養・老健・介護医療院・認知症高齢者グループホーム・訪問介護等のそれぞれの役割・機能を果たしつつ、連携を強化しながらの整備
- ・都市部・地方部など地域特性を踏まえた整備
- ・高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の整備状況等も踏まえた整備
- ・「介護離職ゼロ」の実現に向けた施設整備・在宅支援サービスの充実、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めた基盤整備促進

【高齢者向け住まいの在り方】

○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与を強化

- ・都道府県から市町村への有料老人ホームに関する情報の通知
- ・未届けの有料老人ホームへの対応、介護サービス利用の適正化
- ・事業者に係る情報公表の取組の充実
- ・「外部の目」を入れる取組の推進（介護相談員等の活用）

【高齢者の住まいと生活の一體的支援の在り方】

- ・自宅と介護施設の中間的な住まい方の普及
- ・生活困窮者施策とも連携した住まいと生活の支援の一體的な実施

2. 医療・介護の連携

【総論】

- ・地域医療構想等と整合した介護サービス基盤整備
- ・中重度の医療ニーズや看取りに対応する在宅サービスの充実
- ・リハビリテーションの適時適切な提供
- ・老健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の推進

【在宅医療・介護連携推進事業】

○地域の実情に応じた取組の充実のための事業体系の見直し

- ・認知症施策や看取りの取組を踏まえた見直し
- ・切れ目のない在宅医療・介護の実現に関する目標の設定
- ・一部項目の選択的実施や地域独自の項目の実施
- ・都道府県による市町村支援
- （医師会等の関係機関との調整、情報発信、人材育成等）
- ・PDCAサイクルに沿った取組の推進
- （指標の検討、地域包括ケア「見える化」システムの活用等）

【介護医療院】

○介護医療院への円滑な移行の促進

- ・早期の意思決定支援、手続きの簡素化等移行等支援策の充実
- ・医療療養病床からの移行等、介護医療院のサービス量を適切に見込むための方策を実施

IV 認知症施策の総合的な推進

【総論】

○認知症施策推進大綱に沿った施策の推進

- ・介護保険事業計画に基づく取組の推進（介護保険法上の計画記載事項に認知症施策の総合的推進を位置付け）
- ・他の施策との連携（他の計画との調和・連携）
- ・「共生」「予防」の取組の推進（介護保険法上に大綱の考え方・施策を位置付け。「認知症」の規定の見直し）

- ・認知症サポーターの養成、本人発信支援等の普及啓発の推進
- ・地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり（チームオレンジ）
- ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ・予防に関するエビデンスの収集・分析
- ・早期発見・早期対応に向けた体制の質の向上、連携強化
- ・認知症カフェ、家族教室、ピア活動等の介護者（家族）支援の推進

V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

1. 介護人材の確保・介護現場の革新

- 【総論】
○新規人材の確保・離職の防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策の推進
○人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組の推進

- ・介護職員の更なる処遇改善の着実な実施
- ・若者、潜在介護福祉士、元気高齢者等の多様な人材の参入・活躍の促進
- ・働きやすい環境の整備・介護の魅力向上・発信・外国人材の受け入れ環境整備
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組の推進
- ・経営の大規模化・協働化、事業所の連携による共同購入、人材確保・育成、事務処理の共同化

- ・文書量削減
「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめ（令和元年12月4日）に沿って、指定申請、報酬請求、指導監査の文書等に関する、①簡素化、②標準化、③ICT等の活用等の取組を推進。
（※）介護保険法令とあわせて老人福祉法令に基づく手続き等にも整合的に対応
（※）専門委員会においてフォローアップを実施し取組を徹底

2. 給付と負担

(1) 被保険者範囲・受給者範囲

介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

(2) 補足給付に関する給付の在り方

負担能力に応じた負担とする観点から、施設入所に対する補足給付、ショートステイの補足給付及び補足給付の支給要件となる預貯金等の基準の精緻化を図る

(3) 多床室の室料負担

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能や医療保険制度との関係も踏まえつつ、負担の公平性の関係から引き続き検討

(4) ケアマネジメントに関する給付の在り方

利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討

(5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討

(6) 高額介護サービス費

負担上限額を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせる

(7) 「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準

利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討

(8) 現金給付

現時点で導入することは適当ではなく、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組や介護者（介護）支援を推進

その他の課題

1. 要介護認定制度

- ・更新認定の二次判定で直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を36か月から48か月に延長
- ・認定調査を指定市町村事務受託法人に委託して実施する場合において、ケアマネジャー以外の専門的知識を有する者も実施可能とする

2. 住所地特例

- ・住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることについて、保険者の意見や地域密着型サービスの趣旨を踏まえて引き続き検討

○おわりに

- ・今回の制度見直しは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るもの
- ・関連法案の国会提出、社会保障審議会介護給付費分科会での議論など必要な対応が講じられることを求める

介護分野の文書に係る負担軽減について

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

- 社会保障審議会介護保険部会の下、都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者が協働で文書に係る負担軽減の方策を検討する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、昨年12月、中間取りまとめを行った。
- 指定申請・報酬請求・指導監査の3分野について、「簡素化」・「標準化」・「ICT等の活用」の各取組の推進につき、検討スケジュールを併せて提示し、順次具体化していくことが示された。
- 各都道府県等におかれては、文書負担軽減が都道府県・市区町村・介護事業関係者のそれぞれにメリットがあることをご理解いただき、
 ①各都道府県が指定権者となる介護保険サービスについて必要な対応
 ②管内市町村への周知徹底や取組支援をお願いしたい。
- なお、来年度より、保険者機能強化推進交付金も活用し、国・自治体・介護事業関係者が協働して文書負担軽減を後押しする予定。

簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。

	指定申請	報酬請求	指導監査	令和2年1月17日(金) 全国厚生労働関係部局会議資料抜粋 <凡例>
簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ●提出時のルールによる手間の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等） ●様式、添付書類そのものの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 ・平面図、設備、備品等 ●変更届の頻度等の取扱い ●更新申請時に求める文書の簡素化 ●併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・複数種類の文書作成（例：介護サービスと予防サービス） ・複数窓口への申請（例：介護サービスと総合事業） ・手続時期に重複があることへの対応 ●介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ●処遇改善加算/特定処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ●実地指導に際し提出する文書の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出 ●指導監査の時期の取扱い 	<p>R元年度内目途の取組 1~2年以内の取組 3年以内の取組（※※）</p> <p>«取組を徹底するための方策»</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各取組の周知徹底（特に小規模事業者） ■国・都道府県から市区町村への支援 ■事業所におけるICT化の推進 ■自治体における取組推進のための仕組みの検討他
標準化	<ul style="list-style-type: none"> ●H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化（※） ●様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等） ●ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 		<ul style="list-style-type: none"> ●標準化・効率化指針の周知徹底による標準化 	
ICT等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●申請様式のHPにおけるダウンロード ●ウェブ入力・電子申請 ●データの共有化・文書保管の電子化 		<ul style="list-style-type: none"> ●実地指導のペーパーレス化 <ul style="list-style-type: none"> ・画面上での文書確認 	

(※) 介護保険法施行規則の改正（H30年10月施行）の内容を踏まえた、老人福祉法施行規則上の規定の整理も含む。

(※※) 前倒しで実現出来るものがあれば、順次取り組んでいく。

61

主な負担軽減策の方向性（簡素化）

『R元年度内目途の取組』

●提出時のルールによる手間の簡素化	指定申請 報酬請求	<ul style="list-style-type: none"> ○以下文書以外の押印は求めない。正本1部に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ①指定(更新)申請書、②誓約書、③介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ○添付書類への原本証明は求めない。 ○新規指定申請時に窓口への來訪を求めるのは原則一度限り。すでに複数事業所を運用している事業者の場合は必須としない。 ○更新申請は原則郵送・電子メールで提出。 ○変更届は原則郵送・電子メールで提出。 <ul style="list-style-type: none"> （提出方法に関し、持参を希望する事業者については持参であることとする。）
●様式、添付書類そのものの簡素化	指定申請 報酬請求	<ul style="list-style-type: none"> ○「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の様式例を、自治体の意見を反映して改訂。 ○人員配置の確認に必要な添付資料は、人員配置基準に該当する資格証の写しのみ。雇用契約書等の添付は求めない。 ○指定申請時、自治体が現地訪問できない場合以外、写真の添付は求めない。 ○介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の計画書を一本化。 <ul style="list-style-type: none"> 関係者の意見を踏まえて国様式を見直し、同様式の使用を周知。添付書類の範囲を明確化。
●実地指導に際し提出する文書の簡素化	指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所に対し資料（文書等）の提出を求める場合の内容の重複防止。 ○実地指導時の既提出文書の再提出不要の徹底。

【都道府県等への依頼内容】

- R元年度内に老健局が発出する通知等（※）に基づき、
 - ①都道府県等が指定権者である介護保険サービスについて、左記の各取組に沿って対応（例：規則の改正、様式・マニュアル等の改訂）
 - ②管内の市区町村でも対応が徹底されるよう周知

※以下の3件を予定

- 介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の申請様式に関する通知
- 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の改訂に関する事務連絡
- 上記以外の文書負担軽減策をまとめた通知

『1~2年以内の取組』

※来年度中に見直しの方向性の検討を行い、結論を得る。

●変更届の頻度等の取扱い	指定申請 報酬請求	<ul style="list-style-type: none"> ○重複や二度手間を無くすることを念頭に、省令上の変更届出項目を精査。必要に応じ、変更届の様式例や添付書類の範囲を整理。
●更新申請時に求める文書の簡素化	指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ○更新申請時に求める文書及び手続の流れについて、各自治体における実態を把握し、簡素化。
●併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化	指定申請 報酬請求	<ul style="list-style-type: none"> ○併設事業所や、予防サービス・総合事業等複数指定を受ける事業所に關し、文書や手続の重複を削減するよう検討。 <ul style="list-style-type: none"> 例）類似の提出文書の一本化、指定介護サービス事業所の総合事業の指定申請の簡素化、予防サービスの更新日の集約化
●介護医療院への移行にかかる文書の簡素化	指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ○介護療養型医療施設から介護医療院への転換での開設許可申請で、変更がない事項等に係る資料は提出不要とするよう検討。
●指導監査の時期の取扱い	指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な事業所運営を担保すること前提に、実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化が図られるよう検討。

- R2年度の国の検討を踏まえ、結論に応じ行われる省令改正や通知等の内容に基づき、各指定権者にて対応

（介護医療院への移行にかかる文書の簡素化については、R元年度内に具体的な内容を示す予定）

62

主な負担軽減策の方向性（標準化・ICT等の活用）

(標準化)

«R元年度内目途の取組»

●H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化	指定申請 報酬請求	○「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行)による提出文書削減の徹底（例：役員の氏名、生年月日及び住所） ○介護保険法上で提出を求める文書との整合性とるよう、 <u>老人福祉法上の提出文書を見直し</u> 。	【都道府県等への依頼内容】 ・左記、既存の取組の徹底 ①H30介護保険法施行規則改正を踏まえた規則の改正等 ②実地指導標準化・効率化指針の活用 ③R元年度内公布予定の老人福祉法施行規則の改正に沿った規則の改正等
●標準化・効率化指針の周知徹底による標準化	指導監査	○「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」(令和元年5月29日、老指発0529第1号)に基づく <u>実地指導の標準化・効率化の推進のため、自治体向け研修実施</u> 。	

«1～2年以内の取組»

※来年度中に見直しの方向性の検討を行い、結論を得る。

●様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等）	指定申請 報酬請求	○様式例が存在しない総合事業等、今後作成すべき様式例の範囲及び優先順位を検討し、対応。
●ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法	指定申請 報酬請求	○不明確なルールや解釈の幅を少なくするため、様式例以外の有効な標準化の方策を検討。

(ICT等の活用)

«R元年度内目途の取組»

●申請様式のHPにおけるダウンロード	指定申請 報酬請求	○厚生労働省HPに掲載している様式例及び参考様式を改めて周知。 ○各自治体のHPの申請様式掲載の際、国の様式例と異なる場合はその旨記載するよう周知。	・R2年度の国の検討を踏まえ、結論に応じ行われる省令改正や通知等の内容に基づき、各指定権者にて対応 ①都道府県等が指定権者である介護保険サービスについて、左記の各取組に沿って対応（例：HP改訂、様式マニュアル等の改訂） ②管内の市区町村でも対応が徹底されるよう周知
●実地指導のペーパーレス化・画面上での文書確認	指導監査	○ 実地指導においては、事業所のPC画面上で書類を確認 するなど、事業者に配慮した実地指導を検討するよう依頼。	

«3年以内の取組»

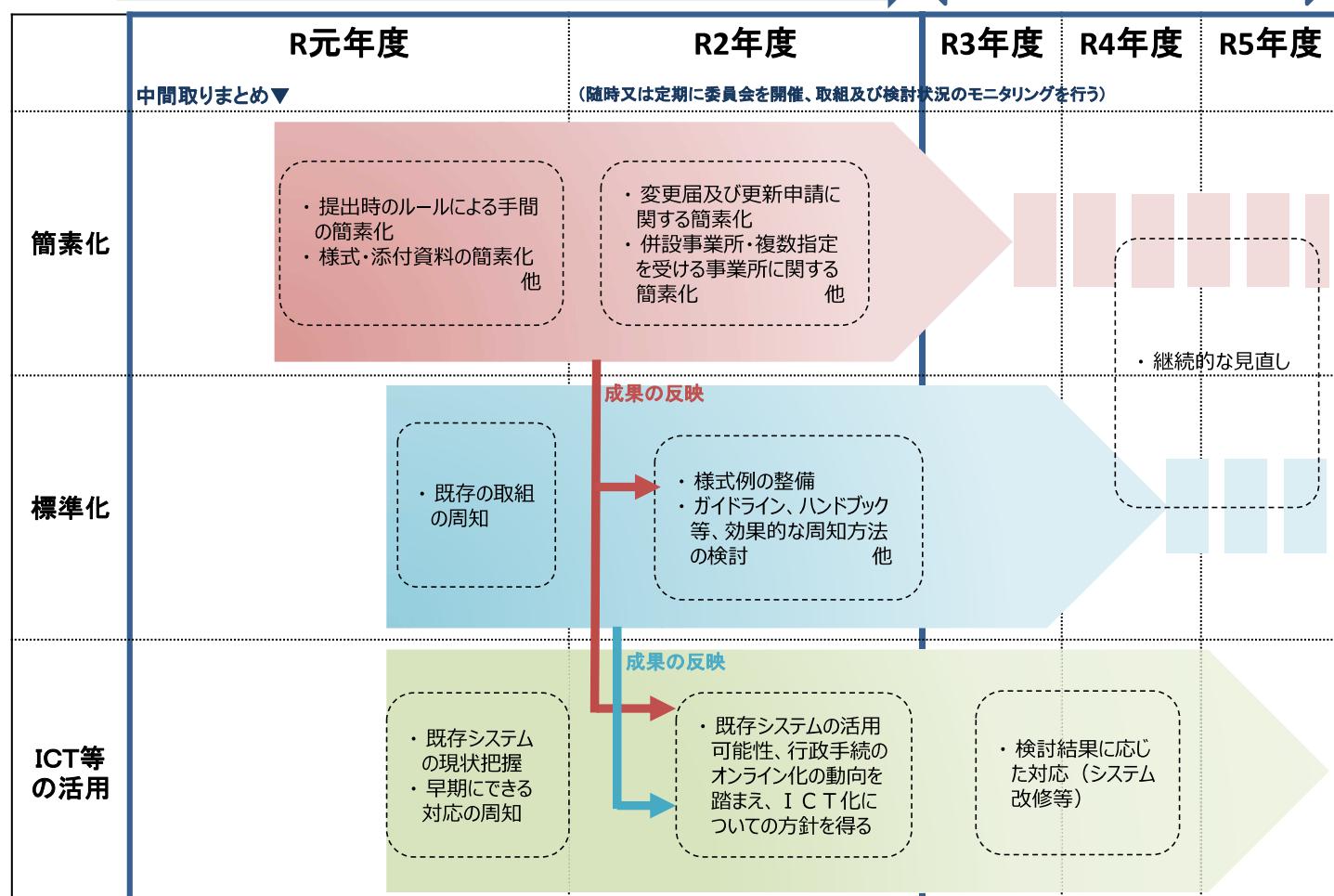
※下記を待たずに実現可能なものは前倒しで取り組みを進める。

●ウェブ入力・電子申請	指定申請 報酬請求	○既存の「介護サービス情報公表システム」を活用した入力項目の標準化とウェブ入力の実現可能性等につき、来年度中に検討し、方針を得る。（「サービス付き高齢者向け情報提供システム」の機能も参照） ○各都道府県の所有する事業所情報の管理を行うシステムとの連携可能性についても併せて検討。	・R2年度の国の検討を踏まえ、方針に応じた協力依頼等への対応
●データの共有化・文書保管の電子化	指定申請 報酬請求 指導監査	○ウェブ上での自治体間のデータの共有の可能性や文書保管の負担軽減につき、ウェブ入力・電子申請と併せて検討。	

今後の進め方

第7期介護保険事業計画

第8期介護保険事業計画



介護サービス等の指定申請・各種届出等 受付窓口の変更について

介護サービス等の指定申請・各種届出等受付窓口の変更について

令和2(2020)年度組織改編に伴い、健康福祉センターにおいて受付等を行っていた次に掲げる介護サービス等の指定申請、各種届出等について、令和2年4月1日（水）から高齢対策課に変更となります。

【対象となる介護サービス等】

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問入浴介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養介護指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

【受付窓口等】

- 3月31日（火）まで各健康福祉センター
- 4月1日（水）から高齢対策課

なお、更新申請・各種届出等については、郵送による提出が可能ですので御活用ください。

〔送付先〕

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

高齢対策課事業者指導班介護保険チーム